令和元年度 第4回宮古島市教育委員会(定例会)議事日程

令和元年7月25日(木) 午後2時 開議 城辺庁舎2階 インキュベート室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 承認事項 会議録の承認について(令和元度第3回定例会)

日程第3 報 告 教育長報告

日程第4 議案第15号 宮古島市総合博物館入館料免除及び免除手続きの取り扱いに関する要綱の制定について

日程第5 そ の 他

議案第15号

宮古島市総合博物館入館料免除及び免除手続きの取り扱いに 関する要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年7月25日

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市総合博物館条例第5条第6号(その他教育長が免除することが適当と認めた者)の入館料免除の対象者の範囲設定及び申請書の提出の有無と確認方法について規定を要綱として定める必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市総合博物館入館料免除及び免除手続きの取り扱い に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市総合博物館条例(平成17年条例第202号。以下「条例」という。)第5条第6号及び宮古島市総合博物館管理規則(平成17年教育委員会規則第37号。以下「規則」という。)第4条第2号に関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象者)

- 第2条 条例第5条第6号に掲げる教育長が入館料を免除することが適当と認める者は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 休日(宮古島市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第 1項に規定される休日をいう。)に入館しようとする小学校の児童、中学 校及び高等学校の生徒
 - (2) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体に所属し、公用の視察等のために入館しようとする者
 - (3) 宮古島市関係機関のインターンシップに参加している高等学校の生徒及び大学の学生等
 - (4) 宮古島市総合博物館(以下「博物館」という。)研修室の利用者
 - (5) 博物館関連団体(博物館協議会、博物館友の会)の委員
 - (6) 報道機関等に所属し、取材等のために入館しようとする者
 - (7) 入館者を引率するため、又は引率する目的で下見のために入館しよう とするバス運転手及びタクシー運転手並びに観光関係者等
 - (8) 条例第5条第2号から第5号までのいずれかの要件を満たすことを示す書類の提示が困難な者で、当該要件を満たしていることを博物館職員が容易に推認できる者

(免除申請の取り扱い)

第3条 規則第4条第2号に基づく、その他入館料免除申請書の提出を不要とする場合は次のとおりとする。

- (1) 条例第5条第2号若しくは前条第1号又は第9号に基づき入館料の免除を受けようとする者で、博物館職員が口頭で年齢確認ができる場合
- (2) 条例第5条第1号又は同条第3号から第5号若しくは前条第2号から 第8号のいずれかに基づき入館料の免除を受けようとする者で、事前の連 絡により博物館の承認を受けている場合
- (3) 前条第8号に該当する場合

附則

この告示は、公布の日から施行する。